

令和 6 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 12 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 1
第 13 号	長門市文化会館条例の一部を改正する条例	・・・ 2
第 14 号	長門市下水道条例等の一部を改正する条例	・・・ 3
第 15 号	三隅町霊柩車条例を廃止する条例	・・・ 4
第 16 号	市の区域内の字の区域の変更について	・・・ 5
第 17 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 9

報 告

第 1 号	権利の放棄について	・・・ 10
-------	-----------	--------

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法の改正に合わせて、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについて、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 徴収猶予

急患等で保険医療機関又は保険薬局を受診した場合の被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内の期間に限り徴収猶予することができる。

(2) 罰則規定

被保険者証が廃止になることに伴う改正。

3 施行期日

令和6年12月2日

※改正後の徴収猶予の規定は、令和6年度分は12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用する。

長門市文化会館条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

指定管理者制度による施設の管理運営が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 開館日及び開館時間を規定（第 4 条、第 5 条関係）

これまで条例施行規則で定めていたものを条例で規定

開館日…月曜日以外の毎日（月曜日が祝日の場合は翌日が休館）

開館時間…午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 使用料を別表で規定（第 9 条関係）

これまで長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）別表で定めていた使用料を本条例で規定

※現行の使用料と同額で規定

(3) 指定管理者制度を導入する場合に必要な事項を次のとおり規定（第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条関係）

ア 指定管理者による施設の管理が可能となる業務を規定（第 15 条関係）

イ 指定管理者の指定に関する手続きを規定（第 16 条関係）

ウ 指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取扱いを規定（第 17 条関係）

エ 指定管理者が管理の業務を実施することが困難となった場合の取扱いを規定（第 18 条関係）

(4) その他文言の整理

3 施行期日

公布の日

長門市下水道条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

公共下水道の雨水渠占用料の算定根拠の追加、及び下水道使用料体系の見直しを含む下水道使用料の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

2 公共下水道の雨水渠占用料の算定根拠の追加について

公共下水道の雨水渠占用料の額の算定において、長門市準用河川管理条例の規定を準用するために明文化するもの（長門市下水道条例第 32 条関係）。

3 下水道使用料の改定について

(1) 改正条例（全 3 条例）

長門市下水道条例、長門市農業集落排水処理施設条例、長門市漁業集落排水処理施設条例

(2) 改正内容

- ア 基本料金に含まれる 1 箇月 10 立方メートルまでの基本水量を廃止
- イ 基本水量廃止に伴い、超過料金を従量料金に変更
- ウ 基本水量廃止による大幅な料金上昇を抑制するため、基本料金を据え置き、一般汚水の従量料金に調整単価を設定
- エ 平均改定率 15%に合わせて、一般汚水及び温泉汚水の従量料金を引き上げ

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

三隅町霊柩車条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

三隅町霊柩車条例は、旧三隅町時代の昭和 43 年 12 月に国の一般貨物自動車運送事業の認可を受け、三隅地区内の葬儀を執り行う住民の自宅や寺院等の葬儀会場から三隅斎場まで遺体を運送する霊柩車の管理、使用に関して定めたものである。

新市合併後も、「三隅町霊柩車条例」を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定により、新市の暫定条例として施行し、業務の継続、運行を行なってきたが、現行の霊柩車は、平成 9 年 12 月に購入した車両で、既に 26 年が経過しており、老朽化が著しいことに加え、近年の葬儀形態の変化により、利用件数が減少していることから霊柩車を廃止することに伴い、条例を廃止するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

令和 4 年度地籍調査の完了に伴い、日置上の区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

2 字の区域の変更となる土地

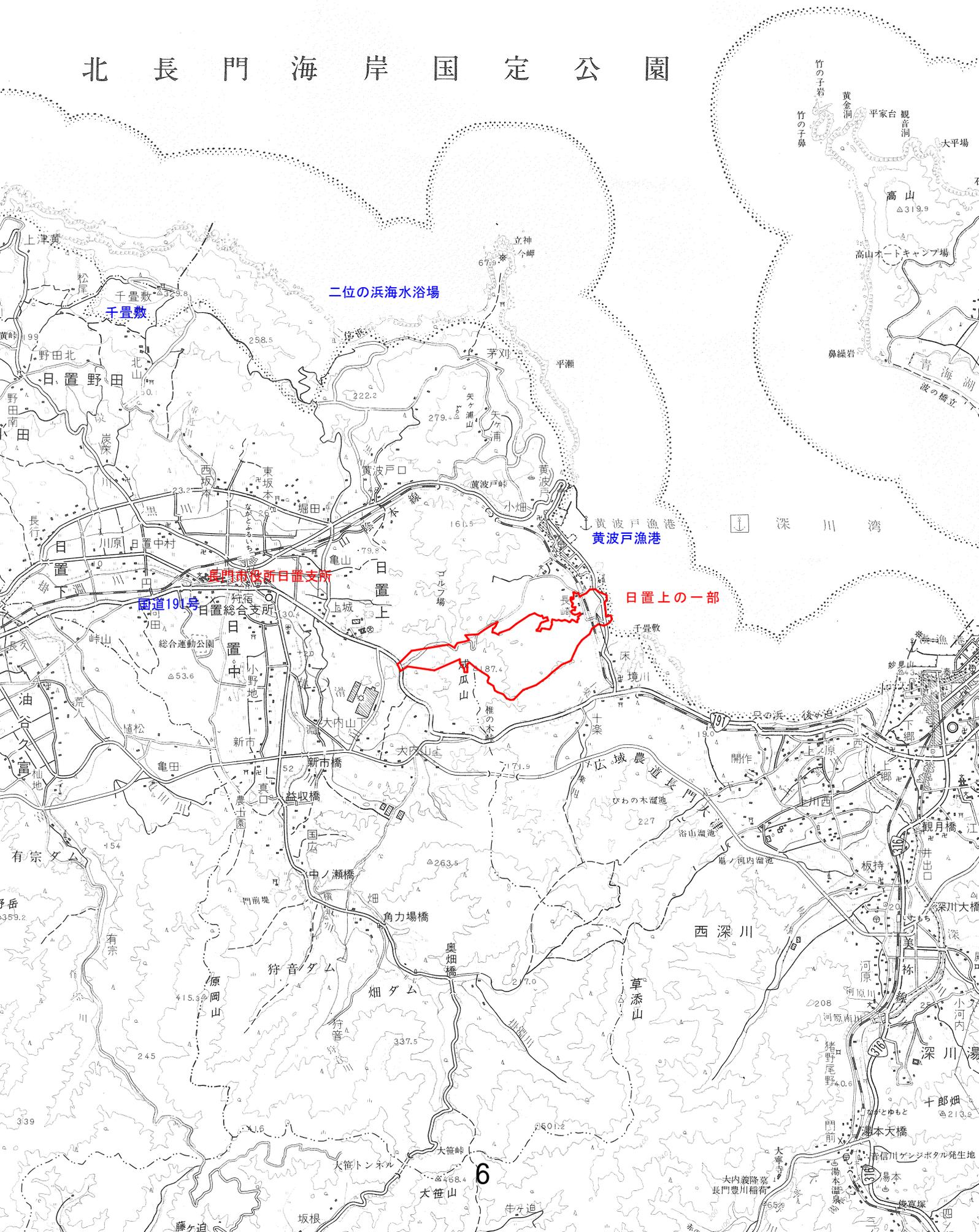
長門市日置上字長田 1936 番 2 外 76 筆

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

字変更区域図(令和4年度地籍調査実施区域図)

北長門海岸国定公園

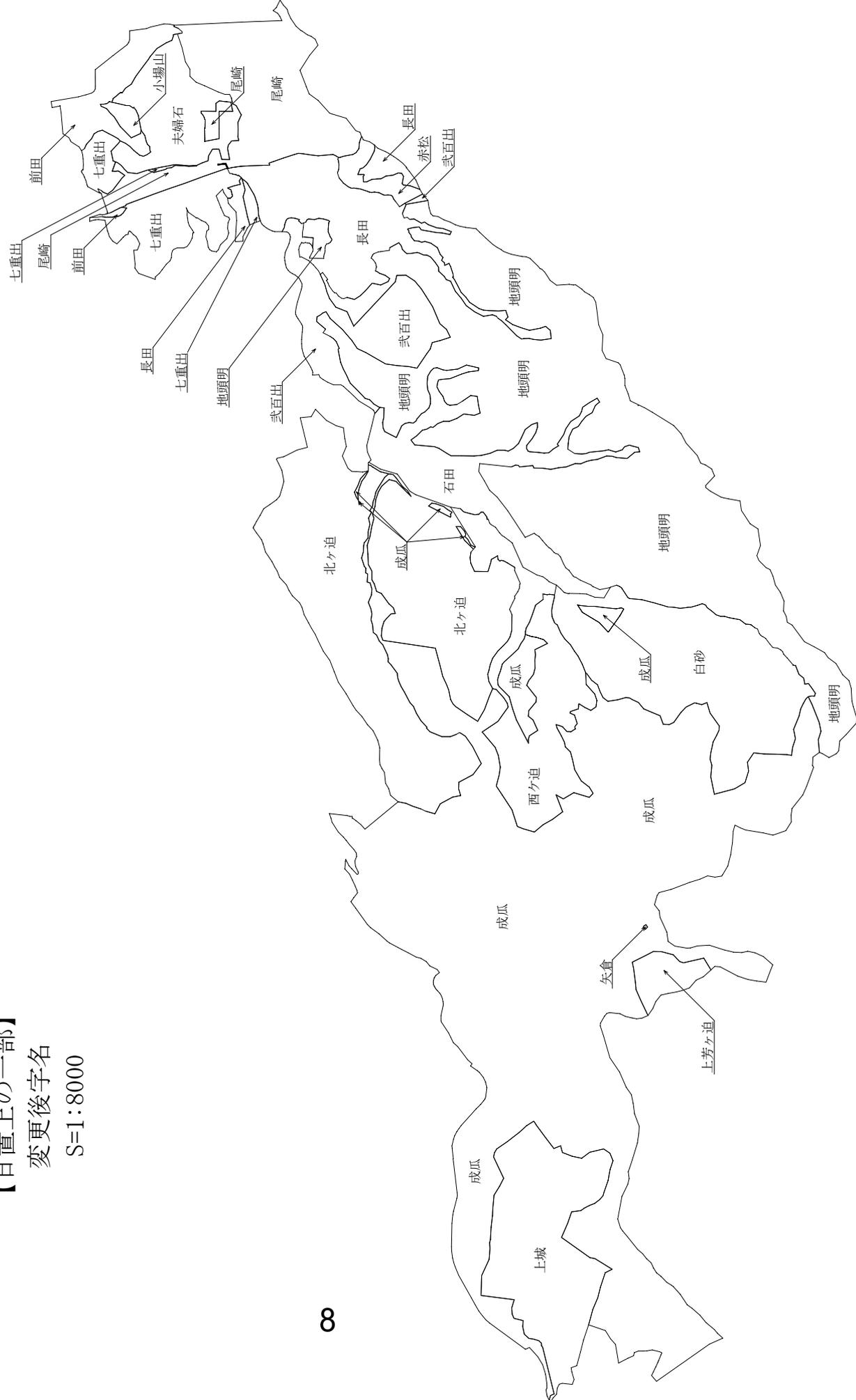


令和4年度地籍調査実施地区 字一覧図

【日置上の一部】

変更後字名

S=1:8000



権利の放棄について

令和5年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和5年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、15人分5,312,195円となっている。

放棄理由の内訳

1 水道料金について

条例第12条第1項第1号（時効満了）該当分は、令和3年度及び令和4年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権、第2号（破産等）該当分は、令和5年年度中に破産事件が終了した者の債権、第6号（生活困窮）該当分は、高齢で資力回復が見込めない者の債権である。

2 農業集落排水使用料について

条例第12条第1項第4号（徴収停止3年）該当分は、令和2年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権である。

その他、条例第12条第1項第3号（相続人なし等）、第5号（強制執行済み）によるものは該当ありません。